



毎月5日発行

# M o n t h l y 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 174 号

## 新型コロナウイルスに関するQ&A

新型コロナウイルス感染症が猛威を振っており、お客様からの問い合わせが増えております。良くいただく質問を中心にQ&Aにまとめましたので、参考にして下さい。

Q1. 新型コロナウイルス感染症に感染した従業員、隔離を指示された濃厚接触者である従業員を休ませる場合は休業手当の支払いが必要ですか？

A1. 感染した従業員、従業員が隔離を指示された濃厚接触者である場合には、会社都合の休業ではないので休業手当の支払いは不要です。  
感染した従業員は、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

Q2. 従業員が発熱等の症状があるため、自主的に休んでいますが、休業手当の支払いは必要ですか？

A2. 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため、従業員が自主的に休んでいる場合は、通常の病欠と同様に扱って頂き、休業手当を支払う必要はありません。使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

Q3. 新型コロナウイルス感染症関連で休む従業員から、休業手当ではなく有給休暇を使用させてほしいと言われますが、使わせたほうがいいのでしょうか？

A3. 従業員からの希望で申し出がある場合は認めて構いません。すでに休んだ日に対しての申し出であれば、会社がそれを認めるならば差し支えありません。

なお、年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならぬものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。  
また、使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないことにご留意ください。

Q4. アルバイトやパートタイム労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与等は必要でしょうか。

A4. 労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要です。